

平成 31 年 1 月 11 日

株主各位

東京都新宿区富久町 16-6  
西倉 LK ビル 2 階  
株式会社ベストワンドットコム  
代表取締役社長 澤田 秀太

### 株式分割に関する基準日設定公告

当社は、平成 30 年 11 月 12 日開催の取締役会において、平成 31 年 2 月 1 日（金曜日）付をもって当社普通株式 1 株を 2 株の割合に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当を受ける権利の基準日を平成 31 年 1 月 31 日（木曜日）と定めましたので、公告いたします。

以上

---

#### お知らせ及びご注意

平成 31 年 2 月 1 日（金曜日）付をもって、株式分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等または特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記載されることとなります。